

## ■台風時のごみ収集について

### 環境保全課（内線3211）

#### 「台風が発生している時」

台風に関する情報をこまめに入手して台風の進路に合わせた対策を早めにとるようにしましょう。台風が近づき、荒れた天気になった時にごみを出すのは危険です。できる限り、次回のごみ収集日に出すようご協力お願いします。

#### 「台風の日のごみ収集」

①午前8時において、バスが運行停止している場合は、その日のごみ収集は中止します。  
②バスが午後3時までに運行を開始した場合、運行を開始した時刻からごみの収集を開始します。  
③ごみ収集開始時刻以降にバスが運行を停止した場合は、運行を停止した時刻をもって、ごみ収集を中止します。  
※ごみ収集が中止となった場合は、次回の収集日にごみを出してください。

## ■ごみの出し方について

### 環境保全課（内線3212）

燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみをきちんと分別し、収集日の当日、朝8時までに出示してください。収集日以外や収集後に出すと、犬や猫が食い散らかします。

## ■6月1日から平成28年度所得関係証明が交付されます。

### 市民税課（内線2211・2212）

6月1日から平成28年度所得関係証明を申請することができます。

平成27年1月1日～12月31日までの所得や税額の内容を証明するものです。

自動交付機でも発行できますので、ぜひご利用ください。

## ■牧港補給地区における土地の先行取得（買取）について

### 企画課（内線2521・2530）

跡地利用特措法に基づき、牧港補給地区において土地の先行取得制度がスタートします。

・牧港補給地区内の200㎡以上の土地（軍用地）を売却する場合、市役所への手続きが必要です。  
・市へ売却を希望する人は、市が指定した申出受付期間内に市への申出が必要となります。申出受付期間は毎年夏ごろを予定しており、地権者へ文書でご案内する予定です。

詳細は案内文書またはホームページをご確認ください。

また、収集車のオルゴールに合わせて出さないようにしてください。一度しか回らないので、出し遅れた場合は収集されません。

収集は戸別収集です。自宅の門前口に出してください。収集車が入らない路地に面している場合は、環境保全課まで相談ください。

## ■合併処理浄化槽設置補助金について

### 環境保全課（内線3212）

市内で浄化槽を設置している家庭の大半は単独処理浄化槽であり、トイレの汚水のみ処理しています。合併処理浄化槽の場合、トイレの汚水と一緒に風呂場や台所などの生活雑排水も処理でき、水質汚濁防止対策として有効です。

市では、合併処理浄化槽の普及を図るために、設置費用に対する補助金の交付を行っています。既設の単独処理浄化槽を撤去して新たに合併処理浄化槽を設置しようと思っている人は、事前に相談ください。（工事着工後の申請は受付できません）  
**対象地域** 下水道の整備が7年以上見込まれない区域および相当の期間を要する区域  
**対象施設** 10人槽以下の合併処理浄化槽

## ■あなたに伝えたい市民講座「逆ギレを防ぐ怒りのコントロール」

### 生涯学習振興課（内線6062）

怒りのコントロール法を学び、子どもたちへの接し方について考えてみませんか？思春期の子どもの特徴を理解し、対応の仕方を変えようと、より良い関係性を保てます。

**講師** 山入端 津由 氏（沖縄国際大学教授）  
**日時** 6月17日（金）  
**場所** 浦添市中央公民館3階ホール

**時間** 午後7時～午後9時  
**対象** 市内在住・在勤の人  
**申込方法** 電話または生涯学習振興課窓口で申し込み  
**参加費** 無料

## ■国民健康保険における一部負担金の減免制度について

### 国民健康保険課（内線3713・3715）

市の国民健康保険には、特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合は、一部負担金の減額・免除・徴収猶予を申請できる制度があります。

**一部負担金の減免制度とは**  
本人が医療機関の窓口で支

## ■不法投棄は禁止です

### 環境保全課（内線3212）

浦添市内において、不法投棄されている場所があります。みだりに私有地や公共の場所にごみを捨てて行為は、法律で禁止されています。

不法投棄を行った場合、5年以下の懲役、若しくは1千万円以下の罰金が科せられます。

#### 不法投棄を防ぐために

①定期的に草刈や整理を行いましょう。  
②柵やネットを設置するなどして、外部者の侵入を防ぎましょう。  
③何度も不法投棄がある場所に関しては、看板を設置しましょう。

## ■ごみの野外焼却禁止について

### 環境保全課（内線3212）

「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

煙やにおいは、ご近所にとって大変不快なものです。市が指定する方法により排出してください。ごみの野外焼却があった場合は環境保全課まで連絡ください。

**閉庁時の連絡先**  
**火入れ、野焼き検挙、注意等**  
●浦添警察署（☎110番通

報）

火入れ、野焼きによる火災の恐れがある場合

●消防本部☎（877）6123

## ■浄化槽の維持管理について

### 環境保全課（内線3212）

浄化槽とは、家庭から出る汚水をキレイな水に変える装置です。水洗トイレで下水道に接続していない家は浄化槽を設置しています。しかし、維持管理を怠ると浄化槽の機能が低下して臭いが出たり、最悪の場合溢れてしまいます。年に1回以上は汲み取り・年に1回は法定検査を必ず次の業者にさせなければなりません。

付近住民の迷惑にならないためにも、浄化槽の維持管理をきちんとしましょう。

#### 問い合わせ

◇法定検査機関

（社）沖縄県環境整備協会

☎（835）8833

◇汲み取り業者

許可業者 山川

☎090（3328）9738

※し尿・浄化槽についての相談は環境保全課まで。



## 3．減免の期間

申請した日から連続して6か月以内

※支払猶予または免除をうけるには、事前に申請をし、証明書の交付を受ける必要があります。

※自己負担額を医療機関に支払った後で、遡って適用はできませんので事前にご相談ください。

#### 【申請方法】

申請に必要な書類を添えて、国民健康保険課の窓口で申請してください。

・収入に関する証明書（給与明細や預金通帳等）  
・特別な理由に該当することが確認できる書類（罹災証明書や医師の意見書等）  
・保険証  
・世帯主の印鑑  
・本人確認ができるもの

## ■台風対策について（水道部からのお知らせ）

### 営業課☎（877）8460 配水課☎（877）8462

台風が接近する前は、ご自身の住宅や管理されているアパートなどの水道設備を点検し、安全対策を十分にしてください。

①常にタンクの中は水を貯めておいてください

タンクが空のままだと強風により飛ばされたり、破損することがあります。